

水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理審議会委員 選挙の実施について（お知らせ）

日頃より、水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業の施行につきましては、権利者の皆様方には、多大なるご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このたびの標記審議会委員の任期満了（現在の委員任期：令和２年７月４日～令和７年７月３日）に伴う区画整理審議会委員選挙を実施することになりました。

つきましては、土地区画整理法第５８条第１項及び同法施行令第１９条の規定により審議会委員選挙を令和７年６月１日に執行することになりましたので、施行地区内の権利者（土地の所有権を有する方及び借地権等を有する方）の皆様には、下記の事項により、必要な手続きをされますようお願い申し上げます。

なお、今回、選挙のご案内をお送り致している方は、東海中央土地区画整理事業地内の土地登記簿に記載されている土地の所有権者の方（共有者含む）及び、同施行地区内の借地権等の届出が東海村宛に提出済みの方です。

記

１ 土地区画整理審議会の設置について

- (1) 施行者（東海村）が、事業を進めていく段階において、仮換地の指定、換地計画の決定、宅地地積の適正化に関する諸決定及び保留地を定める等の場合に、その都度、「権利者の方々全員」の意見を聞くなり同意を求めることは困難であるので、皆様の意見を反映させるための手段として土地区画整理審議会を設置しております。委員の数は、皆様から選ばれる１０名（土地の所有権を有する方、もしくは借地権を有する方）と村長が選任する学識経験者２名によって構成され、その性格は、施行者の諮問機関であります。
- (2) 委員の任期は、５年です。（今回選出される委員の任期は令和１２年７月３日までとなります。）
- (3) 選挙権及び被選挙権
選挙する人及び選挙される人は、選挙期日（令和７年６月１日）において、東海中央土地区画整理事業施行地区内における土地の所有権を有する方及び借地権を有する方（村区画整理課へ借地権等の届け出のある方）であり、かつ選挙人名簿に登録されている人でなければなりません。
- (4) 選挙人名簿は、選挙人名簿作成の基準日（令和７年３月１９日）現在においての土地登記簿及び借地権者申告書等に基づいて作成します。
- (5) 作成された選挙人名簿は、令和７年４月１日から令和７年４月１４日までの２週間、公衆の縦覧に供します。縦覧は東海村役場 建設部 区画整理課（役場行政棟２階）で午前９時００分から午後５時００分まで行います。（土曜日、日曜日、日曜日も平日どおり行います。）
- (6) 選挙人名簿に記載もれ、間違いがありましたら、縦覧期間内に異議の申し出をしてください。但し郵便での異議の申し出は、縦覧期間内に当課に到達させてください。
- (7) 土地登記簿に記載されている氏名及び住所が、現在の所有者氏名及び住所と異なっている場合は、選挙権及び被選挙権の行使に支障をきたすこともありますから、法務局において土地登記簿の訂正をされることをおすすめします。なお、施行地区内の所有権者もしくは借地権者が死亡しており、その土地についての相続人の登記等がなされていない場合は、速やかに法務局の土地登記簿の訂正を行ってください。又、共有所有者・共有借地権者等の場合は、代表者１人を選任して通知してください。
- (8) 法人の場合は、投票者を指定し、資格証明書を投票当日に提出してください。

２ 借地権等の申告について

- (1) 施行地区内の宅地について登記のない借地権をお持ちになった方及び申告に係る移転、変更又は、消滅があった方は、所定の用紙により申告、届け出をしてください。（所定の用紙は、東海村役場 区画整理課にございます。）
- (2) 施行者は、選挙を行なう者を確定するため一定期間（令和７年３月１９日から令和７年４月２１日までの間）、借地権の申告・届け出を受理しませんので、令和７年３月１８日までに手続きをしてください。

３ 立候補届又は立候補推薦届出の提出

確定選挙人名簿に記載された者は、選挙人名簿確定公告日から１０日以内（令和７年４月２２日から令和７年５月１日まで）に立候補届出を村長に提出して候補者となり、又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届を村長に提出し、選挙人を候補者とすることができます。（土曜日・日曜日は窓口受付を行っておりません）

※ 但し、委員定数と立候補者数が同数の場合は選挙を行いません。

４ 選挙手続き要領について

- (1) 選挙手続き要領等で、その詳細事項について疑問点がありましたら東海村役場建設部区画整理課管理担当までお問い合わせください。TEL ０２９－２８７－０８４１（直通）
- (2) 選挙手続き等に要する様式は、東海村役場建設部区画整理課管理担当に用意してあります。

令和７年 ２月２７日

水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業
施行者 東 海 村
代表者 東海村長 山 田 修